

ススキノ条例制定の経緯

◆当時の問題点

○平成 16 年（2004 年）頃から、ススキノやポールタウン等の地下街でめばしい女性を発見すると接近して声を掛け、キャバクラ、ファッションヘルス等の従業員やアダルトビデオへの出演勧誘を行う、いわゆる「カラス族」の姿が目立ち始める

➤調査結果 平成 16 年 10 月 74 名、平成 17 年 3 月 138 名

○同時期に、ススキノ地区の交差点で、女性の裸体や下着姿、卑わいな文言等を表示した看板を体の前後に掲げ、性的好奇心をそそるビラを配布したり、サービス内容を語りかけ、風俗営業の集客活動を行う、「人間看板」と呼ばれる者の姿が目立ち始める

➤調査結果 平成 16 年 5 月 約 100 名 + α

◆条例の制定

○平成 17 年 12 月に「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（通称：ススキノ条例）を施行

➤風俗・性風俗営業等の誘引行為を禁止

➤風俗・性風俗営業等の勧誘行為を禁止

「カラス族」「人間看板」等は大幅に減少

◆ススキノ条例の罰則

○行政刑罰（刑事罰）を規定

【行為者】50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

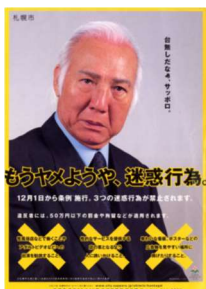
【行わせた者】100 万円以下の罰金

【常習者】6 か月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

◆ススキノ条例（規則）の規制区域

○北 8 条通、南 7 条線、創成川通、西 7 丁目通で囲まれた区域

◆ススキノ条例の周知活動



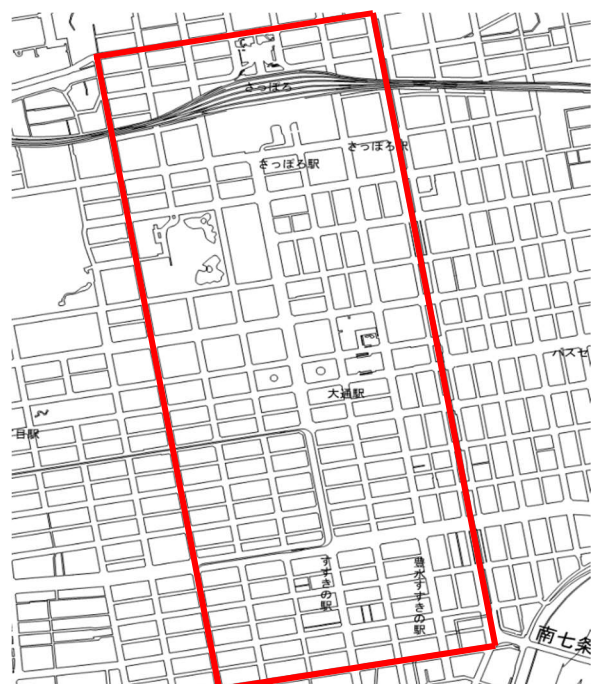
○イメージキャラクターに八名信夫氏を起用し、ポスターを作成のうえ、地元との協力を得て掲示

○OCM 作成し、街頭ビジョンにて放映

○街頭放送の実施

○街頭キャンペーンを約 80 名で実施

○その他各種広報啓発活動を実施



◆現状

近年、ススキノ地区で、路上を歩く「市民」や「観光客」に対し、居酒屋やカラオケ店等へ誘う、「客引き」及び「客待ち」等の行為を行う者を数多く確認

◆客引き、客待ち等の問題行為

- 通行人へ手当たり次第、声を掛ける
- 同じ人に複数の客引きが入れ替わり声を掛ける
- 声を掛けた通行人に追従して声を掛ける
- 客引きを行うため、複数のグループが数人で特定の歩道に留まる
- 客待ちをしている間に、路上喫煙を行う

◆問題点

- 通行の妨げ
- 不快な声掛け
 - ススキノ地区の安全で安心な通行及び利用を阻害
 - 札幌市のイメージダウン

◆苦情

札幌市、北海道警察、札幌観光協会等に対して、客引きに関連する苦情

◆取組等

- すすきの、狸小路、大通の地元関係団体により、客引き対策のための会議を設立
- すすきの地区にて、地元関係団体による街頭啓発活動の実施
- 地元関係団体により、客引き対策について関係機関へ要請活動を実施
- 地元関係団体により、車載スピーカーを利用した街頭放送による啓発活動を実施
 - 客引き等の現状の改善に至らない状況が続いている

◆調査等

- 【札幌市】繁華街等における客引き実態調査（令和３年７月）
- 【札幌市】市民アンケートの実施（令和３年７月）

◆現状の大まかな法規制の状況

- 【関連法令】 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）
 (2) 北海道迷惑防止条例（道条例）
 (3) ススキノ条例（市条例）

■客引き

【執拗な客引き】	事業者	フリー
風俗営業・性風俗営業	風営法	道条例
特定遊興飲食店営業 （ナイトクラブ等）		
その他の営業 （居酒屋、カラオケ店等）	道条例	

【執拗でない客引き】	事業者	フリー
風俗営業・性風俗営業	風営法	道条例 市条例
特定遊興飲食店営業 （ナイトクラブ等）		規制なし
その他の営業 （居酒屋、カラオケ店等）	規制なし	

■客待ち

	事業者	フリー
風俗営業・性風俗営業	風営法	道条例
特定遊興飲食店営業 （ナイトクラブ等）		規制なし
その他の営業 （居酒屋、カラオケ店等）	規制なし	

■勧誘

	事業者	フリー
風俗営業・性風俗営業	市条例	
特定遊興飲食店営業 （ナイトクラブ等）		
その他の営業 （居酒屋、カラオケ店等）	規制なし	

■勧誘待ち

	事業者	フリー
すべての営業	規制なし	

◆客引き実態調査の概要

実施時期：令和3年7月 2日（金）、3日（土）【営業 午後8時まで（酒類 午後7時まで）】※
 令和3年7月16日（金）、17日（土）【営業 午後9時まで（酒類 午後8時まで）】※
 ※飲食店等への営業時間、酒類提供時間の要請内容

実施場所：すすきの、狸小路、札幌駅、地下鉄北24条駅、地下鉄琴似駅の周辺区域

実施時間帯：18時～23時

◆客引き（客引きと思われる者）実態調査結果

①《すすきの、狸小路、札幌駅周辺》の区域の合計

	7月2日（金）		7月3日（土）		7月16日（金）		7月17日（土）	
	客引き回数	実人数	客引き回数	実人数	客引き回数	実人数	客引き回数	実人数
午後6時～	248回	41人	405回	33人	313回	24人	349回	26人
午後7時～	276回	64人	544回	48人	416回	42人	383回	48人
午後8時～	379回	38人	275回	64人	449回	49人	302回	78人
午後9時～	254回	62人	291回	61人	291回	74人	306回	84人
午後10時～	235回	55人	241回	58人	261回	68人	298回	80人

②《地下鉄北24条駅周辺》の区域

	7月2日（金）		7月3日（土）		7月16日（金）		7月17日（土）	
	客引き回数	実人数	客引き回数	実人数	客引き回数	実人数	客引き回数	実人数
午後6時～	0回	0人	3回	3人	4回	4人	0回	0人
午後7時～	0回	0人	1回	1人	5回	5人	0回	0人
午後8時～	1回	1人	1回	1人	1回	1人	0回	0人
午後9時～	2回	2人	0回	0人	1回	1人	1回	1人
午後10時～	1回	1人	0回	0人	0回	0人	0回	0人

③《地下鉄琴似駅周辺》の区域

	7月2日（金）		7月3日（土）		7月16日（金）		7月17日（土）	
	客引き回数	実人数	客引き回数	実人数	客引き回数	実人数	客引き回数	実人数
午後6時～	0回	0人	0回	0人	1回	1人	1回	1人
午後7時～	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
午後8時～	0回	0人	1回	1人	0回	0人	0回	0人
午後9時～	2回	2人	0回	0人	0回	0人	1回	1人
午後10時～	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人

【客引きと思われる者の外形上の業種別内訳】

①《すすきの、狸小路、札幌駅周辺》の区域の合計

(単位：人数)

	7月2日(金)				7月3日(土)				7月16日(金)				7月17日(土)			
	実人数	飲食店	カラオケ店	その他	実人数	飲食店	カラオケ店	その他	実人数	飲食店	カラオケ店	その他	実人数	飲食店	カラオケ店	その他
午後6時～	41	17	5	19	33	15	7	11	24	12	5	7	26	17	6	3
午後7時～	64	28	12	24	48	24	10	14	42	28	6	8	48	27	10	3
午後8時～	38	14	3	21	64	21	4	39	49	24	7	18	78	31	9	38
午後9時～	62	8	3	51	61	15	0	46	74	24	7	43	84	19	9	56
午後10時～	55	8	0	47	58	7	0	58	68	14	9	45	80	22	8	50

②《地下鉄北 24 条駅周辺》の区域の合計

(単位：人数)

	7月2日(金)				7月3日(土)				7月16日(金)				7月17日(土)			
	実人数	飲食店	カラオケ店	その他	実人数	飲食店	カラオケ店	その他	実人数	飲食店	カラオケ店	その他	実人数	飲食店	カラオケ店	その他
午後6時～	0	0	0	0	3	3	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0
午後7時～	0	0	0	0	1	1	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0
午後8時～	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
午後9時～	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
午後10時～	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

③《地下鉄琴似駅周辺》の区域の合計

(単位：人数)

	7月2日(金)				7月3日(土)				7月16日(金)				7月17日(土)			
	実人数	飲食店	カラオケ店	その他	実人数	飲食店	カラオケ店	その他	実人数	飲食店	カラオケ店	その他	実人数	飲食店	カラオケ店	その他
午後6時～	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
午後7時～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
午後8時～	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
午後9時～	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
午後10時～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◆客引き行為の分布図

①《すすきの、狸小路、札幌駅周辺》

客引き行為の確認箇所
(7/2・3、7/16・17)



ススキノ条例の指定区域

【最大実人数】

7月17日(土)
84人(午後9時台)

「札幌駅周辺」

3人(84人中)

「狸小路周辺」

8人(84人中)

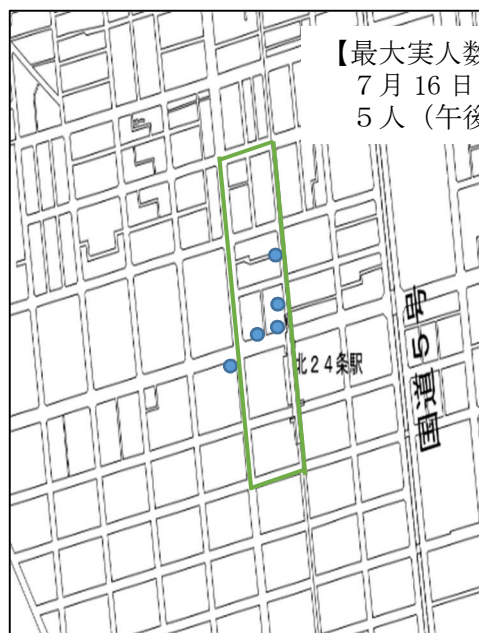
「旧ラフィラ前周辺」

44人(84人中)

「南5条～7条周辺」

29人(84人中)

②《地下鉄北24条駅周辺》



【最大実人数】

7月16日(金)
5人(午後7時台)

③《地下鉄琴似駅周辺》



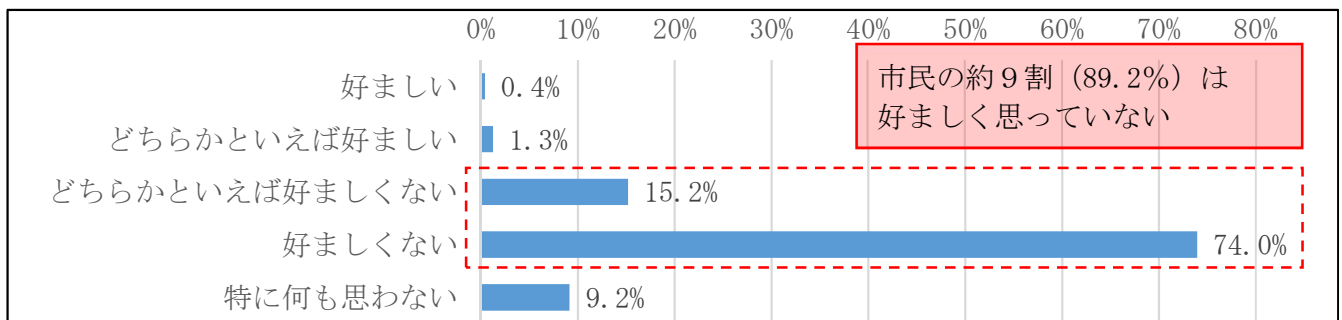
【最大実人数】

7月2日(金)
2人(午後9時台)

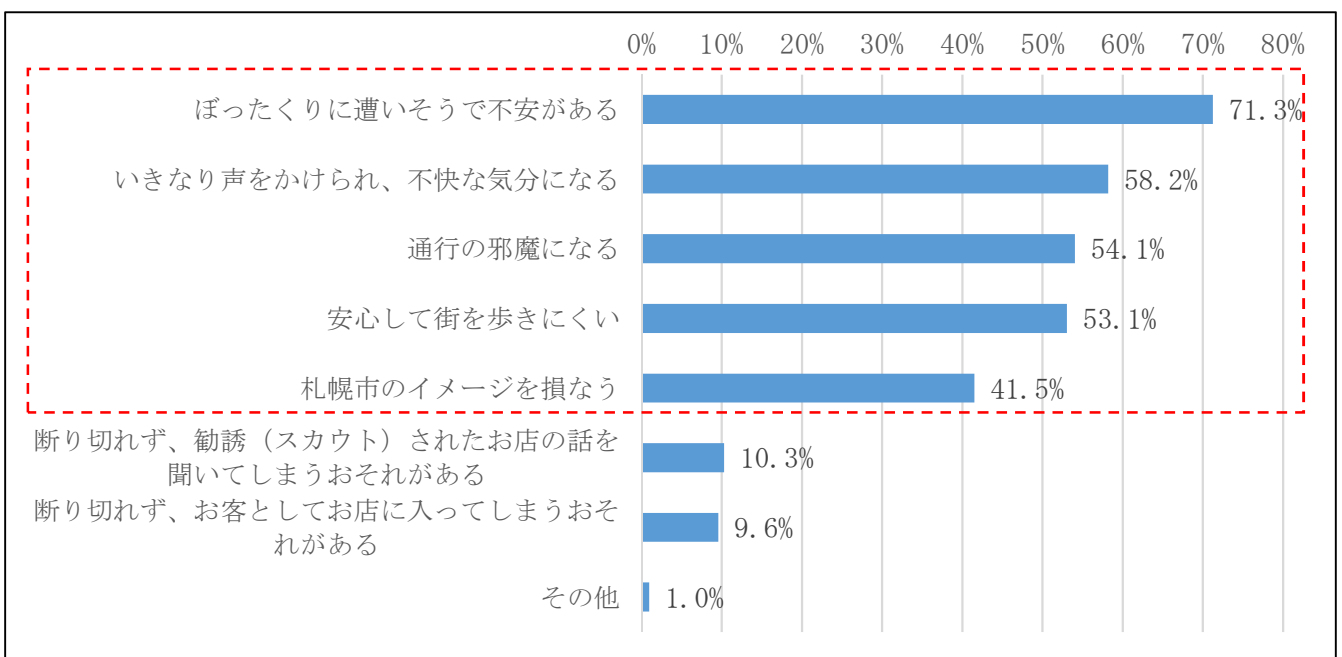
◆市民アンケート結果の概要

実施時期：令和3年7月5日（月）～7月14日（水）
 実施方法：インターネットアンケート
 回答者：札幌市在住の480人（男性240人、女性240人）

●あなたは、「客引き・勧誘（スカウト）」についてどのような印象を持っていますか。もっとも当てはまるものをお選びください。（回答者480人）

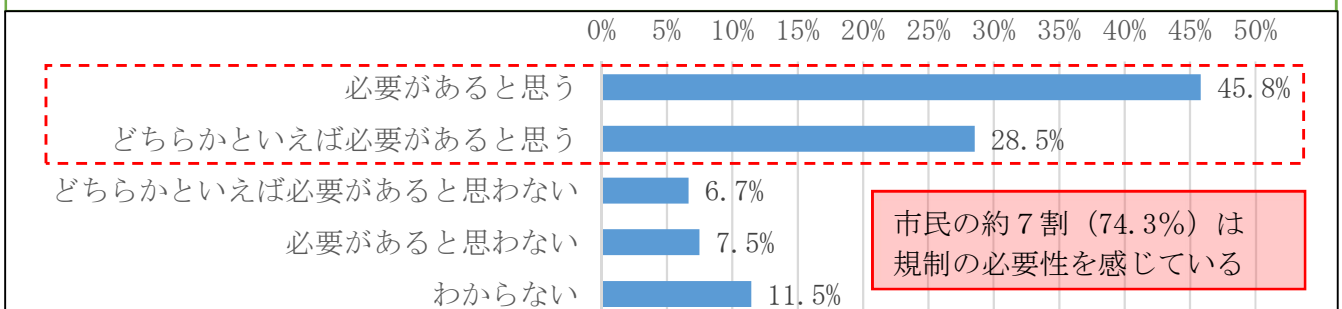


●あなたが「どちらかといえば好ましくない」「好ましくない」と回答したのはなぜですか。あてはまるものをすべてお選びください。（回答者407人、複数回答）

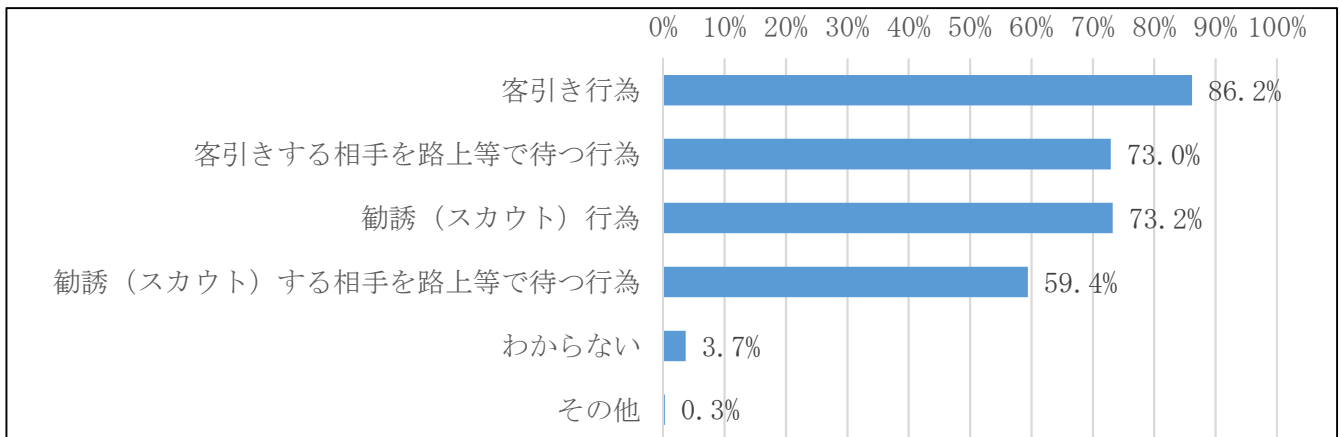


●あなたは、居酒屋やカラオケ店などが行う「客引き・勧誘（スカウト）」について、札幌市が何らかの規制をする必要があると思いますか。（回答者480人）

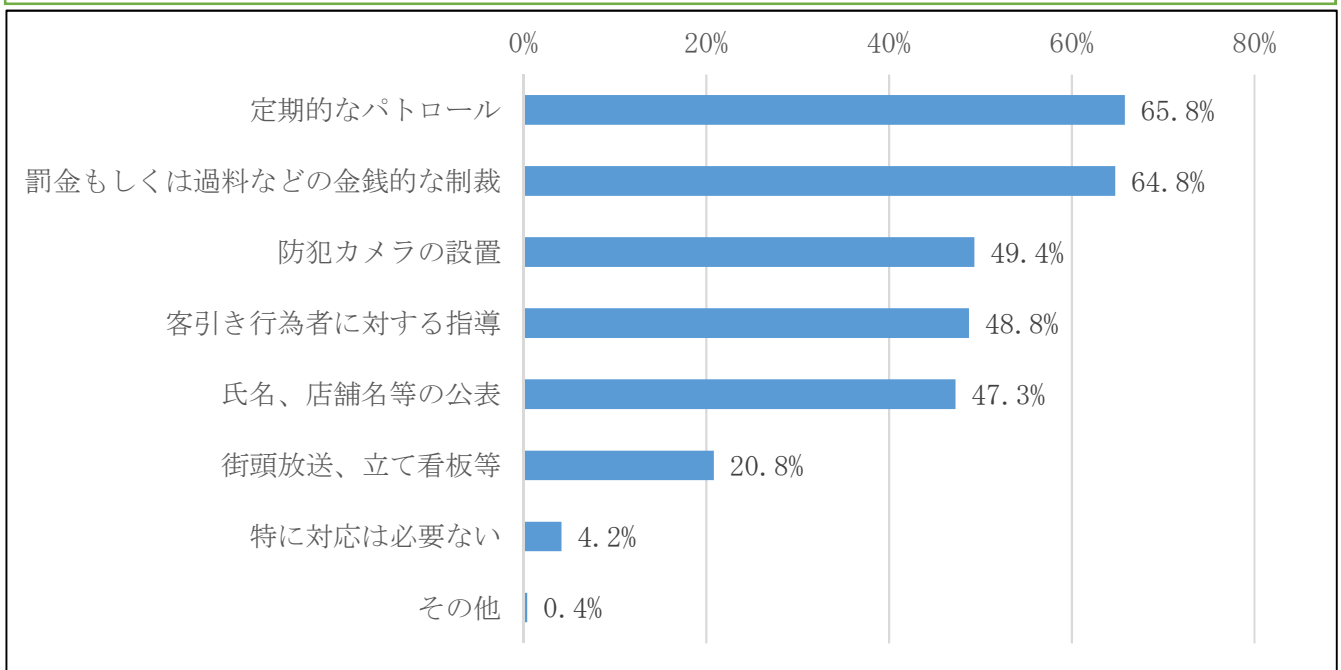
※客引き行為等を規制する場合は、事業者の「営業の自由」を制限する側面があります。



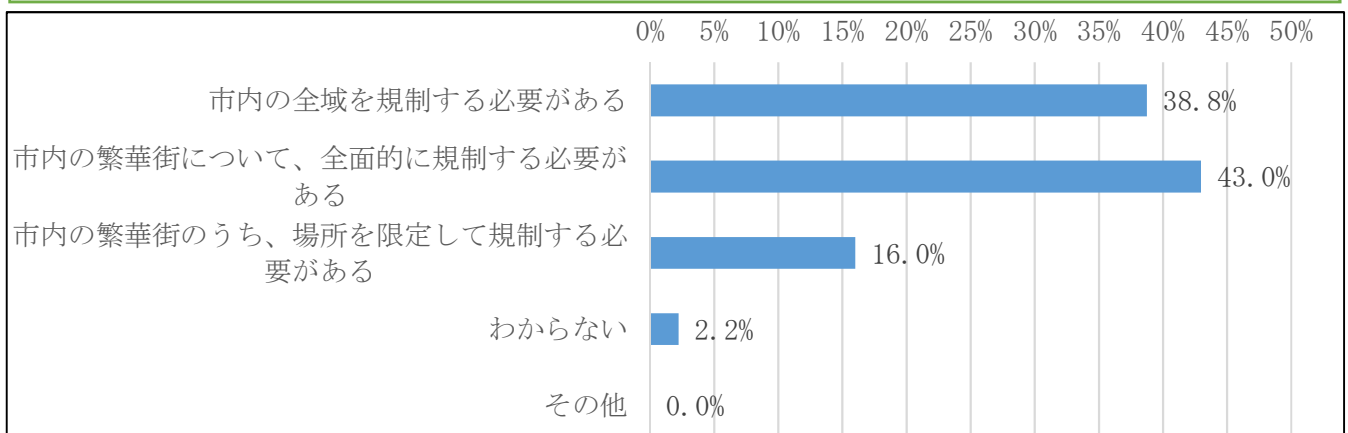
●あなたは、「客引き・勧誘（スカウト）」のうち、札幌市はどのような行為を規制する必要があると思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。（回答者 355 人、複数回答）



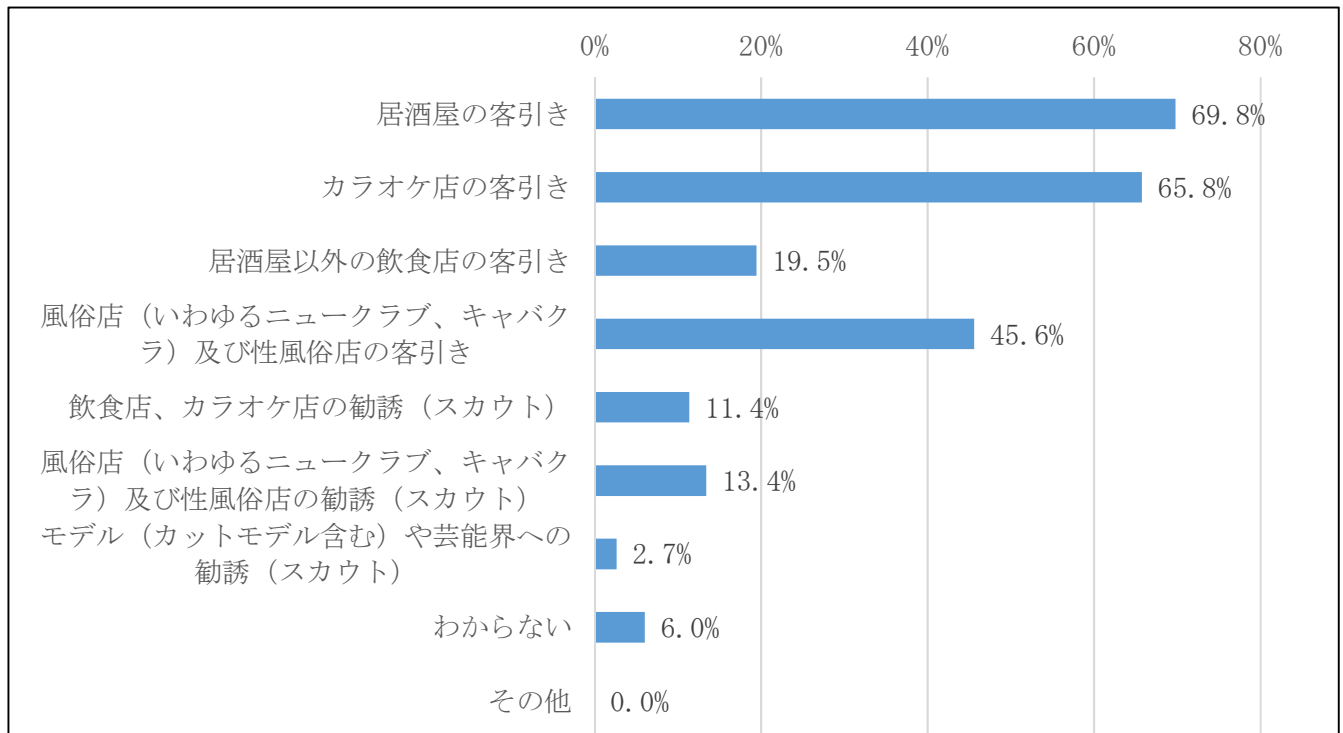
●あなたは、「客引き・勧誘（スカウト）」に対して、札幌市や関係団体等がどのような対応を行っていく必要があると思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。（回答者 480 人、複数回答）



●あなたは、「客引き・勧誘（スカウト）」について、札幌市がどのような場所を規制する必要があると思いますか。もっとも当てはまるものをお選びください。（回答者 356 人）



●あなたは、どのような業種の「客引き・勧誘（スカウト）」を受けたり、見たりしましたか。あてはまるものをすべてお選びください。（回答者 331 人、複数回答）



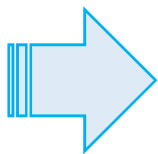
「客引き・勧誘（スカウト）」についての自由意見等①

迷惑 5件	恐怖 4件
迷惑 ほか1件	断り切れないなど恐怖を感じる
鬱陶しい	威圧感があり恐怖を感じる
ぼったくりに合いそう	怖い印象を与える。私は複数人だったから断れたが、一人だった場合うまく対応できるかわからない。
客引きに報酬を払うわけだから、料金が高くなる	客引きでこわい目にあった。(相手にはしなかった)
不快 7件	邪魔 5件
不快(、恐怖) ほか3件	邪魔 ほか1件
安心して歩けないし、客引き行為を見るのは不快。待ち伏せしているときはその道を迂回して通る。	通行の邪魔だしずっと付き纏ってくるから嫌だ
東京での経験から狸小路くらいであればそこまで驚かないが、ススキノの雰囲気は非常に不快なのであまり奥まで女子だけでは行きません。今でも行くなら地下鉄で中島公園まで行きます。根本的にススキノの夜の街の雰囲気はもう少し性的要素が減ればいいと思う。	数人で群れているのが通行の邪魔になり、人によってはそれが怖いと思う
路上を通行中、見知らぬ男からの急な声かけは不愉快	通行の邪魔になる。見かけたら、歩くとおりを変えてあるいている。
しつこい 6件	居るだけで邪魔だし街の美観も損なうので、居なくなればいいと思うよ
しつこい客引きは迷惑なので指導が必要 ほか1件	やめさせるべき 7件
直接見聞きしたわけではないが、知り合いにしつこくスカウトから声をかけられた者がいる	やめさせるべき(禁止すべき) ほか6件
どうですかあ〜? くらいの軽い客引きは良いと思うが、明らかにしつこくついてくる客引きは本当にやめてほしい。数人でかたまっているところを一人で通り過ぎるのは怖いときがある。	客引きやスカウトは人件費がかかるので・資金力による公平性の障害がおこる・人件費以外のサービスコストが削られる(高価格化、スタッフの低収入化、メシマズ、酒まず、店舗汚い)と、全体的にエリアのスラム化が進んで・アウトローのシノギの場所に変遷していくので、わりと本気でやめた方がいい。前例事例腐るほどあるので地方都市創生を真面目に考えてるならちゃんとやった方がいい。やらないなら札幌は低所得が底辺売春婦を買うゴミの街になるだけなので札幌脱出キャンペーン貼ります
向こうから近づいてくる人には警戒して対応していますが、こちらが女性数人の場合は結構しつこく客引きをしてくることが多いです。	
一時期のしつこさなどはなくなったが、決して愉快なものではないので一定の制約下では構わないなどのルールが必要である	
治安 3件	安全・安心 3件
繁華街で何らかの被害に遭う人を減らして、治安が悪くならないような街づくりをしていきたい。	公共の場は安心して利用できるようになると良い。
客引きやスカウトの姿が多いと、マチ全体の印象が悪くなるし、治安も悪くなる。負のオーラをまとった人たちが、荒んだ心を伝播している感じがして、見かけただけで気持ち悪くなる。	どんな時間帯でも、どこでも誰でも安心して歩くことができる街づくりは理想的な街づくりの基本だと思っている。
あまり、治安がよい地域で行われる印象があるので犯罪を抑制するために取り締まりが必要だ。	害あって利なし、楽しく過ごせる街である事を祈ります。
イメージ(観光) 11件	
札幌のイメージが悪くなる	評判が下がり、繁華街に一般人が寄り付かなくなる。
客引き・勧誘は商店、町のイメージがすごく損なわれる。厳罰にすべきです。	うろろうしているの、街のイメージが悪い。そうしないとお客さんの入らない店なんだな、とお店のイメージも悪い。
客引きは「ぼったくり」店に誘導され、札幌の繁華街のイメージを悪化させることになる。	観光客の印象が悪くなる。 ほか1件
不快な思いをすると、その場所にも嫌なイメージがついてしまうのでやめてほしい。	観光客に嫌な思いをさせる。
客引き、勧誘等は札幌のイメージを著しく損なうと考える。札幌の街を安全で楽しい街というイメージの浸透を図ってほしい。	繁華街にきた観光客や女性たちが嫌がる。特定の店に連れ込むのは公平ではない。

「客引き・勧誘（スカウト）」についての自由意見等②

罰則、規制 21 件	
罰してください	厳しく取締り対策強化すべき。ほか4件
具体的な被害がある場合はその内容を公表してもよいのでは？	正規料金で安く楽しめるものであれば良いが、怪しいお店の客引きもあるそうなので、取り締まりを厳しくしてほしい。
青少年にも悪影響を及ぼすので規制していただきたい	規制しても隠れてやっているの、徹底的に根絶を目指さないとだめだと思います
範囲内で、規制することが望ましいと思います。	
市の法令などで行き過ぎた客引きなどに罰則が設けられるようになれば一番良いのではと思う。	一時期に比べればだいぶ減ったが今だに横行している罰金過料氏名公表など厳しい処分
やりたくなくてもやらされているバイトもいると思うので、何かしらの規制があった方が、店が無理強いできなくなり、そんな人たちのためにもなると思います。	客引き時の人間の適当発言で店側と齟齬があり会計時にトラブルが起きたり、客引きがよその客を取るために他店を貶めたり、その場限りの虚偽（閉店中だと言ったりボッタクリだという）行為が増えてきた。厳しく罰して廃止させてほしい。
看板や指導のように、その場だけでは有効とは思えないので、過料のような「痛い思い」が必要だと思います	
チラシやティッシュを配るくらいなら構わないと思いますが強引な客引き・勧誘は違法として頂きたい。	職場の子が何回か声かけられている。おかげでお店に行くようになったりして最悪の事になった。もっと厳しく客引スカウトの取り締まりをして若い子を守ってほしい
悪質なものを取り締まれば良いと思うが、良い案は浮かびません。	
根絶は困難だが、リスクを高める（処罰を厳しくすること、多少の抑止にはなりうる	客引きについて、まず良心的なものはない。まともな店は、客引きは雇わない。手数料を払うお店自体も問題がある。
勧誘 2 件	
キャバクラの勧誘がひどい。	暴力団等 2 件
元来、客引きは余り良くない。無視して、勧誘することは、また 良くない	裏社会とのつながり
	全てではないと思うがい暴力団の資金源になってることがあると思うので、なくすことは難しい、したがって話に乗らないことが一番
その他 12 件	
健全な仕事をあたえた方がよい	肯定等 7 件
しつこくしないなら特に問題ないと思う	嫌なら断ればよいのだから特に問題はない
通行人も安易に応じない態度が必要だと思う	話を聞きたい人はいるし、新しいところに行ってみたいという人もいる。営業行為なので全面禁止は行き過ぎ。
事件の時の余罪として、重罪化へ	
客引きは迷惑している信用できるお店の MAP や一覧があれば減るのではないか	客引きがすべて悪いわけではない。そのあとの行為が問題
店の紹介ならいいのだけど、あまりにも内容が違いすぎるが多い。	お店を探していて混みあっている週末などは助かる場合もある
街頭放送で強引な客引き行為は違法と流れているので、注意喚起出来ていると思う。	断りたいときは断るし、内容によっては店頭ではできない交渉が出ることもあるので個人的には便利。別に街の雰囲気は損なうとも思わないしあまり規制しすぎると活気がなくなりつまらない。
今どき客引きに引っかかる田舎もなんていないような気がするが。	
昔のススキノはひどかった	居酒屋の客引きは割高感がある店が多いが、カラオケはチェーン店もあり、結果的には安くなってる場合もあると思う。客引きが悪い場合もあるが、ついて行く方の責任。
10 年以上前なら相当数の黒服の客引きがいて、大通からすすきのにたどり着くまでに何度も足止めされ迷惑だった。当時に比べれば改善しているのではないか。	
行為により、どのような問題があるのか知らせてほしい。ぼったくりや事件につながった悪質な事例など。	客引きにも程度があると思います。今は居酒屋が見つからないなんてことはないですが、すすきのが賑わっていたころ、客引きが役だったこともある。
どこまでがダメな客引きかよくわからない、	

◆規制の必要性



客引き等の現状や、「実態調査」及び「市民アンケート」の結果から、市民や地元関係団体は、安全に安心して通行できる環境を求めている、「客引き」や「勧誘（スカウト）」に対して一定の規制が必要と考えている

◆市町村による規制

地方自治法第 14 条第 2 項に基づき、以下のように定められている

「普通地方公共団体（都道府県、市町村）は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」

◆職業選択の自由（憲法第 22 条）

「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」

「職業選択の自由」

- 「営業の自由（自己が選択した職業を遂行する自由）」を保障
- 「営業の自由」には、「客引き行為等」も含まれる

◆政令市における条例の制定状況

○客引き行為等の禁止に関する条例の制定状況

政令市	制定状況	施行開始	条例名称
札幌市			
仙台市	○	H30. 12	仙台市客引き行為等の禁止に関する条例
さいたま市			
千葉市	※		※条例案のパブリックコメント実施中（R3. 6. 30～R3. 7. 29）
川崎市	○	H28. 4	川崎市客引き行為等の防止に関する条例
横浜市			
相模原市			
新潟市			
浜松市	○	R1. 11	浜松市客引き行為等の禁止等に関する条例
静岡市	○	R3. 1	静岡市客引き行為等の禁止に関する条例
名古屋市	○	H30. 4	名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例
京都市	○	H27. 4	京都市客引き行為等の禁止等に関する条例
大阪市	○	H26. 6	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例
堺市			
神戸市	県条例	H27. 4	客引き行為等の防止に関する条例（兵庫県の条例）
岡山市			
広島市			
北九州市			
熊本市	○	H30. 12	熊本市客引き行為等の禁止に関する条例
福岡市			